

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款を定める事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法律に反せば、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の意義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、旅費又は取扱いすること等により旅行者を運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができる旨による手配旅行契約を指します。

2 この約款で「本邦旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」は、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送、宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業取扱料金（変更手続料金及び渡航手続料金を除く。）をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当社が機能するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファックス、インターネットその他の通信手段による申込を受けた上で、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づいて決済することについて、旅行サービスを手配する契約をいいます。

5 この約款で「カード利用料」とは、当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務に適用すべき料金をいいます。

6 この約款で「手配旅行」とは、当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務に適用すべき料金をいいます。

（手配料金の終止）

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づき当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、乗務、条件不適当等の事由により、運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかつた場合であつても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業取扱料金（以下「渡航料金」といいます。）を支払わなければなりません。通航契約を締結した場合は、当社が定める期までに、当社の定める支払方法により支払うことと内定とする手配旅行契約をいいます。

（手配旅行者）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼て行う者その他の補助者に代行させることができます。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別定する額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通航契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかるまゝ、会員番号及び依頼人としている旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取扱います。

（契約締結の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

（1）通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するレジットカードが無効である旨の表示や旅行が料金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に從つて決済できないとき。

（2）旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は組合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

（3）旅行者が、当社に対する暴力的攻撃行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

（4）旅行者が、風説を流布し、偽証を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

（5）その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約成立の特則）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかるまゝ、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行業者に達した時に成立するものとします。

（契約の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかるまゝ、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（乗車券及び宿泊券等の特則）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかるまゝ、運送サービス又は宿泊サービスとの手配の目的をもつて手配旅行契約であつて旅行代金と引換えられ当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約の特則）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項の場合は、旅行者を使用する通信機器に記載事項を記載するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当社旅行業者用に作成するものに限ります。）に記載事項を記載し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めに応じて手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す間に運送、宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する手配料を負担するほか、当社に対し、当社所定の更新手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に負担するものとします。

（旅行者による仕事解雇）

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約を解除されたときは、旅行者は、いまが提供を受ける旅行サービスの対象として、又はいま提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金を支払わなければなりません。

（旅行者の責に帰すべき事由による解約）

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

（1）旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

（2）通信契約を締結した場合であつて、旅行者の有するレジットカードが無効になる等、旅行者の銀行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなつたとき。

（3）旅行者が第2条から第4条までのいずれかに該当するとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に提供を受ける旅行サービスの対象として、運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金を支払わなければなりません。

（当社の責に帰すべき事由による解約）

第15条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社が既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金を支払わなければなりません。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償請求の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わ

なければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名として旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの料金を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前にいて、運送、宿泊機関等の運賃、料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

5 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者が当社に支払すべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づいて算出された金額とします。当社が旅行者に通知した日とします。

6 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

7 前項の場合において、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

8 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第17条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者が当社に支払すべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づいて算出された金額とします。当社が旅行者に通知した日とします。

9 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第18条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

10 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第19条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

11 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第20条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

12 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第21条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

13 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第22条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

14 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第23条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

15 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第24条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

16 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第25条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

17 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第26条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

18 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第27条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

19 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第28条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

20 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第29条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

21 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第30条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

22 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第31条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

23 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第32条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

24 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第33条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

25 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第34条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

26 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第35条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

27 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第36条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

28 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第37条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

29 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第38条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

30 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第39条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

31 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第40条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

32 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第41条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

33 他の手配旅行契約においても、同様の規定が適用されます。

（旅行代金の精算）

第42条 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に生じたときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。